

総合評価落札方式による競争入札の見直しについて

佐渡市企画財政部財政課 契約検査室

佐渡市建設工事総合評価試行要綱(平成 19 年訓令第 44 号)及び佐渡市建設工事総合評価方式試行要綱の運用基準(平成 19 年 11 月 20 日制定)の全部を改正し、平成 31 年 4 月 1 日より、佐渡市建設工事総合評価落札方式実施要領及び同要領の運用基準を施行します。

また、佐渡市大規模建設工事に係る簡易総合評価方式試行要領(平成 26 年 7 月 24 日制定)を廃止します。

1 主な見直しの内容

(1) 型式・対象工事

見直し前	見直し後
1 簡易型 (1) 簡易(実績)型 ① 1 億 2 千万円以上 1 億 5 千万円未満の建築一式工事並びに付随する電気、機械設備工事 ② 1 億 2 千万円以上の土木一式工事 ③ 2 千万円以上の土木一式工事 ④ 3 百万円以上の舗装工事 (2) 簡易(提案)型 2 標準型 3 高度技術提案型	1 施工能力評価型 (1) 特別簡易型 ① 1 億 2 千万円以上の建築一式工事 ② 3 千万円以上の土木一式工事 ③ 3 百万円以上の舗装工事 ④ 指名委員会が適当と認める工事 (2) 簡易型 指名委員会が適当と認める工事 (2) 技術提案評価型) 別途試行要領を制定

(2) 総合評価の方法等

見直し前	見直し後
1 総合評価方法 除算方式 $\text{総合評価点} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{定数}$ (少数点以下第 4 位四捨五入 3 位止) 2 技術評価点 標準点 + 加算点 標準点: 100 点、109 点(大規模) 加算点: 15 点、6 点(大規模)	1 総合評価方法 除算方式 $\text{総合評価点} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \times \text{予定価格}$ (少数点以下第 4 位四捨五入 3 位止) 2 技術評価点 標準点 + 加算点 標準点: 100 加算点: 特別簡易型は 17 点~25 点 簡易型は、20 点~28 点

(3) 評価項目、評価基準及び得点配分
別紙「評価基準等の見直し」参照。

(4) 落札者の決定方法

見直し前	見直し後
総合評価点が最も高い者。総合評価点が最も高い者が複数あるときは、くじ引き。	変更なし。

(5) ダンピング対策

見直し前	見直し後
<p>○ 最低制限価格制度の導入 一定の金額(最低制限価格)未満の入札者を自動的に失格とする制度。(地方自治法施行令167の10②)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>□ 総合評価方式における最低制限価格制度の適用</p> <p>総合評価の性質上、低入札価格調査制度のみが規定。</p> <p>□ 総務省、国土交通省通知(H29.9.29)</p> <p>会計検査院より、一部の地方公共団体において、最低制限価格の設定により、価格その他の条件が最も有利な者を、最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた事態が見受けられたことを踏まえ、地方公共団体による総合評価落札方式による入札が地方自治法施行令に沿って適切に実施されるよう、指摘を受けたところで</p> </div>	<p>○ 低入札価格調査制度の導入 一定の金額(調査基準価格)未満の入札があった場合は、調査を行った上で、失格か判断する制度。また、調査を行うことなく当該入札者を失格とする基準(失格基準価格)を別に定めることもできる。(地方自治法施行令167の10の2②)</p> <p>佐渡市低入札価格調査制度に関する事務取扱要領の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格及び失格基準価格を設定 ※ 佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領に規定する変動型最低制限価格及び下限価格と同様の方法により調査基準価格及び失格基準価格を算出。 ・ 総合評価点が最も高い者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を実施する。 ・ 調査項目は、積算内訳等11項目 ※ 低入札価格調査資料の提出は、調査実施通知日から3日以内。 ・ 入札参加者は、入札時又は調査資料提出時に低入札価格調査を辞退することができる。 ・ 低価格入札者との契約は、契約保証金及び違約金の増額、監督体制を強化。

(6) 入札価格が調査基準価格を下回った場合における総合評価点の補正等

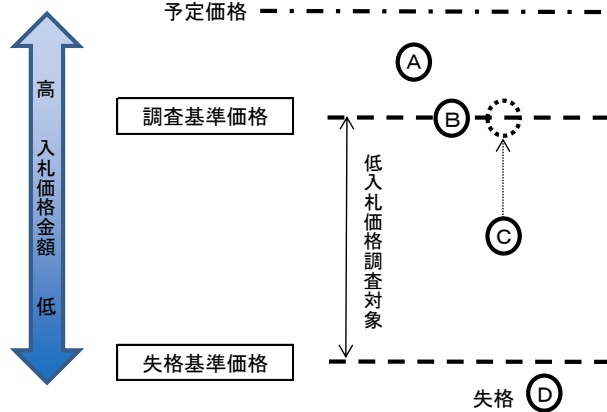
見直し前	見直し後
	<p>1 加算点の減点 調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点が65点未満の場合は、加算点から5点を減じる。</p> <p>2 総合評価点の減点 入札価格を調査基準価格として減点前の総合評価点を算出し、入札価格に応じて次の算式により総合評価点を減点する。 $\text{減点} = (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) \times (30 / (\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}))$ (少数点以下第4位四捨五入3位止)</p> <p><計算例> 予定価格:10,000,000円、調査基準価格9,100,000円、失格基準価格8,500,000円、入札価格8,900,000円、技術評価点 120点の場合</p> <p>総合評価点(減点前) = $(120 / 9,100,000 \text{円}) \times 10,000,000 \text{円} = 131.868$ 減点 = $(9,100,000 \text{円} - 8,900,000 \text{円}) \times (30 / (9,100,000 \text{円} - 8,500,000 \text{円})) = 10.000$ 総合評価点(減点后) = $131.868 - 10.000 = 121.868$</p> <p style="text-align: center;">入札価格と総合評価点の関係</p>

ただし、佐渡市建設工事等参加資格審査・指名委員会(以下「委員会」という。)があらかじめ適当と認める規模の建設工事については、総合評価点を減点しないことができるものとする。

この場合の評価方法は、次のいずれかの方法により行う。

- ① 入札価格を調査基準価格として総合評価点を算出(価格のみなし評価)
 - ② 価格のみなし評価を行わず、総合評価点を算出
- ※ いずれの場合も、入札公告等に評価方法は明記する。

見なし評価の概念図



C: 入札価格が調査基準価格を下回った場合には、入札価格を調査基準価格として総合評価点を算出する。

低入札価格調査制度に関する事務取扱要領に基づく調査の結果、適切な入札価格であったと認められない場合は、落札者とししない。

(Cの入札例について)

- ・ 入札価格は、調査基準価格を下回っている。
- ・ しかし、入札価格が調査基準価格を下回った場合には、下回った分の評価はしない。
- ・ 入札価格は、調査基準価格と同額であったと「見なしして」総合評価点を算出する。
- ・ ただし、契約は見なす前の純粋な入札価格を用いた金額となる。

D: 失格基準価格を下回った入札者は、失格とする。

(7) 技術資料の提出及び内容の確認等

見直し前	見直し後
<p>1 技術資料提出期限 入札参加確認申請期日の翌日の9時まで。</p> <p>4 評価者 主管課長。ただし、簡易な施工計画は、主管課長、課長補佐及び担当係長の3者とし、それぞれ個別に評価し、3者の評価の平均をもって評点を算定。</p> <p>5 技術資料のヒアリング 主管課長が必要に応じて実施する。</p>	<p>1 技術資料提出期限 入札参加確認申請時に提出。 (特別簡易型:7日、簡易型:14日標準)</p> <p>2 技術資料記載事項確認資料の提出期限 落札候補者通知を受けた日の翌日まで。 入札結果確認期間において審査。</p> <p>3 虚偽記載等への対応 落札者とせず、落札決定後であれば契約を行わず、契約後であれば契約を解除する。</p> <p>4 評価者 財政課。ただし、簡易な施工計画は、設計・工事担当課が行う。</p> <p>5 技術資料のヒアリング 実施しない。</p>

(8) 技術資料の内容の履行の担保

見直し前	見直し後
<p>1 履行の確認 監督、検査において確認する。</p> <p>2 履行できなかったときの措置 次回以降の総合評価方式の際の資料とする。</p>	<p>1 履行の確認 監督、検査において確認する。</p> <p>2 履行できなかったときの措置</p> <p>(1) 配置予定技術者が配置できなかった場合 やむを得ない事情で変更を認める場合を除き、工事成績評定点を3点減点する。 また、当該工事の完成日以降に競争入札が行われる総合評価落札方式の評価において、加算点を減点する。</p> <p>(2) 簡易な施工計画の不履行 受注者の責により履行できなかった場合は、工事成績評定の通常の考査項目に反映させる。(ペナルティとしての違約金、工事成績評定の減点を行わない。)ただし、当該工事の完成日以降に競争入札が行われる総合評価落札方式の評価において、加算点を減点する。</p>

○ 評価基準等の見直し

評価項目		見直し前	
		簡易 (実績型)	大規模
ア 企業の技術力	(ア) 工事实績	1	-
	(イ) 工事成績	6	-
	(ウ) 表彰	1	-
	(エ) 労働災害防止対策	-	-
	(オ) 重機保有状況	-	-
	(カ) 専門工種の施工機械自社保有状況	ISO 0.5	-
小計		8.5	-
イ 配置 予定技術 者の能力	(ア) 資格・経験	1	-
	(イ) 工事成績	1	-
	(ウ) 表彰		-
	(エ) 継続教育 (CPD) の状況	0.5	-
小計		2.5	-
ウ 地域 社会貢献 等	(ア) 災害時における活動実績等	2	2
	(イ) 道路除雪の実績	2	
	(ウ) 地域内拠点	-	4
	(エ) 労働福祉	-	-
小計		4	6
特別簡易型 加算点の上限		15	6
エ 企業 倫理や信 頼性等	(ア) 品質確保の確実性	-5	-
	(イ) 入札契約に関する不当な働きかけ	-	-
	(ウ) 総合評価の不履行	-	-
	(エ) 指名停止措置等	-	-
小計		-5	-
オ 簡易 な施工計 画	(ア) 設計図書の範囲内で施工 上配慮すること	-	-
小計		-	-
簡易型 加算点の上限		-	-



見直し後			
別表 1 (建築)	別表 2 (土木)	別表 3 (土木)	別表 4 (舗装)
2	-	-	-
4	4	4	4
1	1	1	1
2	2	2	2
-	2	2	-
-	-	-	1
9	9	9	8
2	2	2	2
4	4	4	2
2	2	2	-
1	1	1	-
9	9	9	4
2	1	1	1
-	2	2	2
2	2	2	2
2	2	2	-
6	7	7	5
24	25	25	17
-5	-5	-5	-5
-1	-1	-1	-1
-2	-2	-2	-2
-1	-1	-1	-1
-9	-9	-9	-9
3	3	3	3
3	3	3	3
27	28	28	20

- ※ 別表 1 (建築) : 設計金額 1 億 2 千万円以上の建築一式工事
- ※ 別表 2 (土木) : 設計金額 1 億 2 千万円以上の土木一式工事
- ※ 別表 3 (土木) : 設計金額 3 千万円以上 1 億 2 千万円未満の土木一式工事
- ※ 別表 4 (舗装) : 設計金額 3 百万円以上の舗装工事

見直しのポイント

- 対象工事に応じた評価基準等を設定
- 評価項目を、大きく5分類(企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域社会貢献等、企業倫理や信頼性等、簡易な施工計画)に再編、技術者の能力や地域社会貢献等がより評価されるように、評価項目及び配点バランスを見直し。
- 企業の技術力の評価項目に、労働災害対策(建設業労働災害防止協会加入、COHSMS、OHSASの導入を評価)、重機保有状況、専門工種(舗装工事)の施工機械自社保有状況の評価項目を追加。ISO 認証評価項目を廃止。
- 配置予定技術者の評価項目に、発注者が指定する資格保有を追加(舗装工事)、資格者としての経験年数評価を追加。継続教育(CPD)の評価は、評価内容及び評価基準を見直し。
- 地域社会貢献等の評価項目に、社会貢献項目として地域内拠点、労働福祉評価項目(障がい者雇用、育児休業制度及び介護休業制度の導入、ハッピー・パートナー企業登録等を評価)を追加。
- 企業倫理や信頼性等の評価項目を創設。(減点評価項目)
- 簡易な施工計画の評価項目を創設。

別表 1

【特別簡易型】設計金額 1 億 2 千万円以上の建築一式工事に適用 (加算点の上限 24 点)

ア 企業の技術力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 工事实績	国、県又は佐渡市発注工事で過去 10 年度間に完成した同種工事の施工実績。	請負金額が 1 億円以上の同種性が認められる工事の施工実績がある。	2	/2
		同種性が認められる工事の施工実績がある。	1	
		上記以外	0	
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 3 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 5 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 5 年度間及び当該年度に建築分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 5 年度間及び当該年度に建築分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)を導入している。	有	1	/1
		無	0	

イ 配置予定技術者の能力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1級建築施工管理技士、又は、1級建築士の経験年数が10年以上。	2	/2
		1級建築施工管理技士、又は、1級建築士の経験年数が10年未満。	1.5	
		1級建築施工管理技士、又は、1級建築士の経験年数が5年未満。	1	
		1級建築施工管理技士、又は、1級建築士の経験年数が3年未満。	0.5	
		上記以外	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額3千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去5年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点の平均点 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83点以上	4	/4
		80点以上	2	
		上記以外	0	
(ウ)表彰 (優秀技術者等)	過去5年度間及び当該年度に建築分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去5年度間及び当該年度に建築分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	
(エ)継続教育(CPD)の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去1年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

ウ 地域社会貢献等

(6)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
	新潟県被災建築物応急危険度判定士の雇用	2以上雇用	1	/1
		1人雇用	0.5	
		無	0	
(ウ)地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 建築一式工事においては、その他の営業所であっても30人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が市内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	
(エ)労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の6月1日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が30点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の确实性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた。	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

別表 2

【特別簡易型】設計金額 1 億 2 千万円以上の土木一式工事に適用

(加算点の上限 25 点)

ア 企業の技術力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 3 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)を導入している。	有	1	/1
		無	0	
(オ) 重機保有状況	建設機械の保有状況(土木系)	5 台以上	2	/2
		1 台以上 5 台未満	1	
		上記以外	0	

イ 配置予定技術者の能力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が10年以上。	2	/2
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が10年未満。	1.5	
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が5年未満。	1	
		1級土木施工管理技士等又は、技術士等の経験年数が3年未満。	0.5	
		上記以外	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額3千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去3年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83点以上	4	/4
		80点以上	2	
		上記以外	0	
(ウ)表彰 (優秀技術者等)	過去3年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去3年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	
(エ)継続教育(CPD)の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去1年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

ウ 地域社会貢献等

(7)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
(イ) 道路除雪の実績	過去2年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	
(ウ) 地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 土木一式工事においては、その他の営業所であっても30人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が市内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	
(エ) 労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の6月1日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が30点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の确实性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた。	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	/-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	/-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	/-1

別表 3

【特別簡易型】設計金額 3 千万円以上 1 億 2 千万円未満の土木一式工事に適用

(加算点の上限 25 点)

ア 企業の技術力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 1 千万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)を導入している。	有	1	/1
		無	0	
(オ) 重機保有状況	建設機械の保有状況(土木系)	5 台以上	2	/2
		1 台以上 5 台未満	1	
		上記以外	0	

イ 配置予定技術者の能力

(9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格・経験	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が10年以上。	2	/2
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が10年未満。	1.5	
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等の経験年数が5年未満。	1	
		1級土木施工管理技士等又は、技術士等の経験年数が3年未満。	0.5	
		上記以外	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額1千万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去3年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83点以上	4	/4
		80点以上	2	
		上記以外	0	
(ウ)表彰 (優秀技術者等)	過去3年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優秀技術者表彰を受けたことがある、又は、過去3年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優秀技術者表彰若しくは新潟県優秀技術者証を受けたことがある。	有	2	/2
		無	0	
(エ)継続教育(CPD)の状況	配置予定技術者に係る継続教育(CPD)の単位を各団体推奨単位以上取得。(証明日が基準日の前月末日から過去1年以内であること。単位取得証明期間は、基準日の前月末日から過去1年以内の日付が含まれていること。)	推奨単位以上取得	1	/1
		無	0	

ウ 地域社会貢献等

(7)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア) 災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
(イ) 道路除雪の実績	過去2年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	
(ウ) 地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 主たる営業所の所在地は、地域貢献地元企業にあつては、その認定地区とする。 土木一式工事においては、その他の営業所であっても30人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が工事施工場所と同一の地区内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が工事施工場所以外の市内に存在する。	1	
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	0	
(エ) 労働福祉	障がい者雇用及び労働環境状況	基準日の直近の6月1日現在において、障がい者を法定雇用障がい者数以上雇用している。又は、基準日現在において法定雇用義務は無いが障がい者を雇用している。	0.75	/2
		育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している。	0.5	
		基準日の直近に通知された経営事項審査の「労働福祉の状況」が30点以上。	0.5	
		ハッピー・パートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録がある。	0.25	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の确实性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	-1

別表 4

【特別簡易型】設計金額 3 百万円以上の舗装工事に適用

(加算点の上限 17 点)

ア 企業の技術力

(8)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(イ) 工事成績 (同一業種、請負金額 5 百万円以上が対象)	佐渡市発注工事で過去 2 年度間の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83 点以上(算出対象工事が複数件)	4	/4
		83 点以上(算出対象工事が 1 件のみ)	3	
		80 点以上 83 点未満	2	
		77 点以上 80 点未満	1	
		77 点未満、又は、実績がない。	0	
(ウ) 表彰 (優良工事等)	過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で佐渡市優良工事表彰を受けたことがある、又は、過去 3 年度間及び当該年度に土木分野で新潟県優良工事表彰若しくは新潟県優良工事証を受けたことがある。	有	1	/1
		無	0	
(エ) 労働災害防止対策	建設業労働災害防止協会へ加入している。	有	1	/1
		無	0	
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)又は労働安全衛生マネジメントシステム(OHSAS)を導入している。	有	1	/1
		無	0	
(カ) 専門工種の施工機械自社保有状況	自社保有又はリース(5年以上)のアスファルトフィニッシャーで施工。	自社保有	1	/1
		リース(5年以上)	0.5	
		なし	0	

イ 配置予定技術者の能力

(4)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1級土木施工管理技士等、又は、技術士等で、かつ1級舗装施工管理技術者。	2	/2
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等で、かつ2級舗装施工管理技術者。	1.5	
		1級土木施工管理技士等、又は、技術士等。	1	
		上記以外の工事施工等に係わる資格。	0	
(イ)工事成績 (同一業種、請負金額5百万円以上が対象)	佐渡市発注工事における過去3年度間における主任(監理)技術者、又は、現場代理人として完成した直近2件の工事成績評定点の平均点。 当該年度においては、基準日の前々月の月末までに完成、引き渡し済みのものを対象。	83点以上	2	/2
		80点以上	1	
		上記以外	0	

ウ 地域社会献等

(5)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)災害時における活動実績等	災害時に備えて締結した各種協定で、基準日現在有効期間中であるものがある。(国、県、市のもの。協定締結団体への加入を含む。)	有	1	/1
		無	0	
(イ)道路除雪の実績	過去2年度間及び当該年度(基準日までに契約済み)に市内における国・県・市管理道路の除雪契約実績がある。	道路除雪作業委託を締結し、除雪路線を受け持っている。	2	/2
		上記以外で道路除雪作業委託を締結している。	1	
		無	0	
(ウ)地域内拠点	主たる営業所(本社)の所在地 主たる営業所の所在地は、地域貢献地元企業にあつては、その認定地区とする。 舗装工事においては、その他の営業所であっても10人以上の従業員(佐渡市に住所を有する者で直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を有するときは主たる営業所とみなす。	主たる営業所(本社)が工事施工場所と同一の地区内に存在する。	2	/2
		主たる営業所(本社)が工事施工場所以外の市内に存在する。	1.5	
		主たる営業所(本社)が市内に存在しない。	1	

エ 企業倫理や信頼性等(減点項目)

(-9)

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)品質確保の确实性	調査基準価格を下回る額で入札を行った者の、佐渡市発注工事における過去1年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事の成績評定点のうち最低の工事成績評定点。	65点未満	-5	/-5
(イ)入札契約に関する不当な働きかけ	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に「佐渡市入札・契約事務に関する不当な働きかけへの対応要領」による公表等の措置を受けたことがある。	公表等の措置を受けた	-1	/-1
(ウ)総合評価の不履行	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に完成、引渡し済みの工事において、技術資料の内容の不履行が確認されたことがある。	配置予定技術者の不履行	-1	-1
		簡易な施工計画の不履行	-1	-1
(エ)指名停止措置等	過去2年度間及び当該年度(基準日まで)に佐渡市から指名停止等の措置を受けたことがある。	指名停止、文書注意、口頭注意	-1	-1

別表 5

【簡易型】簡易な施工計画

(加算点の上限 3 点)

オ 簡易な施工計画

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点
(ア)設計図書の範囲内で施工上配慮すること	当該工事を設計図書の範囲内で施工する上で重点的に配慮すべきことを求める。	現場条件を踏まえて配慮すべき事項の記述が具体的に適切。	3	/3
		一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない。	0	
		不適切、又は、未記載	失格	